2026 北海道・東北パラ陸上競技大会　競技注意事項

１．競技規則と広告規定について

本大会は、競技会開催時における最新の World Para Athletics（WPA）競技規則及び本競技会申し合わせ事項により実施する。

また、参加するすべての競技者に「World Para Athletics 承認競技会における広告規程 （この規程に 記されていない広告に関することは WA 規程に準ずる）」が適用される。基準を超える商標についてはテープ等で隠すことになるので、その旨了承のこと。参加する競技者及び団体の責任者は、最新の競技規則を把握するのは出場する競技者の義務である。競技規則は日本パラ陸上競技連盟のホームページで必ず確認すること。

https://jaafd.org/sports/basic-knowledge#rule

２．各種提出用紙・提出先

各種提出用紙については下記の通りとし、提出先は TIC（Technical インフォメーションセンター）と招集所とする。

必要な申請は必ず行うこと。TIC はメイン競技場正面付近に設ける。

開設時刻は１０月２日（金）１５時００分～１７時００分

３日（土）・４日（日）　８時００分～競技終了までとする。

配布・提出先	様式	提出締め切り時刻	備考
TIC	リクエスト・フォーム（ルール外のアシスタント入場依頼など）	当該種目の招集開始時刻1時間前まで。	提出後、必ず TD（または審判長）の裁定結果をご確認のうえ、招集所および競技エリアに持参すること。
	スターティングブロック補助申請書		
	欠場届	当該種目の招集開始時刻1時間前まで。	来場が困難な場合、福島パラ陸上競技協会 Email:まで提出すること fpa.jimukyoku@gmail.com 欠場届が提出されず招集時刻に遅れた場合は、当該種目を欠場したものとする。この場合、次の種目からの出場はできない。
	上訴申立書	抗議による審判長等の裁定後、30 分以内。	預託金（2万円）を添えて提出すること
	プログラム訂正用紙	競技会の各日競技開始時刻1時間前まで。	訂正が必要な場合は提出すること
	ガイドランナー変更届	当該種目の招集開始時刻1時間前まで。	ガイドランナーが変更になる場合は提出すること
	ガイドランナー交代ポイント申請書		5000m 以上のレースにおいては、T11、T12 の競技者は 2 名のガイドランナーを付けることが出来るため、必要に応じて提出すること。
	投てき用具検査申請書	当該種目の招集開始時刻1時間前まで。	持ち込みがある場合は提出すること
招集所	多種目重複出場届	最初に出場する種目の招集開始時刻まで。	競技種目が重なり、一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、重複出場届を提出し、直接競技場所に集合すること。その際当該種目の審判にその事を伝え、審判の指示に従うこと。
	設置依頼書（スタブロ、マーカー）	当該種目の招集開始時刻1時間前まで。	競技者は設置依頼書を提出することにより、競技者の代わりに競技役員が設置することができる。「スターティングブロック」

			T12、T20、T35-38、T40-47、T61-64、T71-72 「マーカー」 T/F20、T/F35-38、T/F42-47、T/F61-64
	リレーオーダー用紙	招集完了時刻の１時間前まで。	

３．練習について

①練習及びウォームアップ中は、競技役員の指示にしたがい、事故のないよう十分に注意すること。

②補助競技場の入場については、コーチ、ガイド、アシスタントの入場を認めるが、節度のある態度を心掛け、周囲に迷惑となる行為を行わないこと。また、ウォームアップ終了後は速やかに退場する。このエリアに留まっての観戦や応援は認めない。

10月2日(金)	15時00分～17時00分
①メイン競技場	・トラック種目と走幅跳及び砲丸投、やり投の練習が可能 【 15時00分～17時00分 】： トラック競技 ※1～3レーン ： 車いす(レーサー)、 5～8レーン ： 立位 バックストレート(トラック外側直線エリア)：フレームランニング
10月3日(土) 4日(日)	8時00分～競技終了後1時間まで
②補助競技場	トラック競技 ※ 1～2レーン ： 車いす(レーサー)、 4～5レーン ： 立位 トラック外側直線エリア：フレームランニング 但し、車いすの使用者がいない場合は、競技役員の監督下のもと、 立位の競技者が使用できるものとする。 走幅跳

※立位投てき・座位投てきは、試技前に規則に定められた時間内での練習投てきが保証される。

４．競技場使用上の注意

① 会場に到着後必ず受付をすませ、参加賞とアスリートビブスを受領すること。

② 更衣室は備付けの場所を使用し、貴重品の管理は各自で行う。

５．競技者の招集について

① 選手の引率は招集所入口までとする。
選手、ガイドランナー、アシスタント、競技役員以外は競技エリアに入ることはできない。

② 招集の開始と完了の時刻はタイムテーブルを確認すること。

③ 競技者及びガイドランナー、アシスタントは 招集所でチェックを受けること。

④ 招集完了時刻に出場選手本人がいない場合は、欠場として処理をする。

⑤ 競技種目が重なり、一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、多種目同時出場届を招集所審判に提出し、直接競技場所に集合すること。その際、当該種目の審判にその事を伝え、審判の指示に従うこと。

⑥ レーサー、フレームランナーの車検及び投てき台の検査を受けること。

６．アスリートビブスについて

① アスリートビブスは、主催者の用意したものを背部と胸部に付けること。車いすの競技者は背用を車いすまたは投てき台の後部につけること。また、跳躍種目の競技者は胸部または背部の片方だけでもよい。

② トラック競技者は、自分のレーンの腰ナンバーカード 1 枚を競技用パンツの右腰に、車いすの選手はヘルメット右側面に貼り付けること。

7．競技について

① T/F00 クラス以外で聴覚に障がいのある競技者については補聴機器、増幅器および人工内耳対外装置の使用は認める。ただし、外部（他者）との通信機能を有しないものに限る。
T/F00 クラスで出場する聴覚障害を伴う競技者は ICSD（国際ろう者スポーツ委員会）「オージオグラムに関する規則２条」に基づき禁止エリア内でのウォームアップ及び試合中には、補聴器、増幅器および人工内耳体外装置の装着も一切認められない。禁止エリアは招集所から競技場内とする。

② T11、T12 の競技者とガイドランナーは、競技中はガイドランナー交代時を除き、常にテザーでつながっていなくてはならない。違反した場合は失格となる 。

③ T11、T12 のガイドランナーが競技者の推進を助ける助力を加えた場合、またフィニッシュ時に競技者の前方に位置または同着した場合は、ガイドランナーによる違反として競技者は失格となる 。

④ 5000m 以上のレースにおいては、 T11、12 の競技者は２名のガイドランナーを付けることが出来る。但し、ガイドランナーの交代を希望する場合は、ガイドランナー交代ポイント申請書を当該種目の所定の時間までに TIC に提出する。交代ポイントはバックストレートの指定された位置とする（競技規則第７条 11.1）。尚、申請した後でガイドランナーの交代が行われなかった場合は失格となる（競技規則第７条 12.2）。

⑤ 競技クラス T11、12 の走幅跳において、踏切板は１ｍ×助走路幅のエリアに白でマーキングをし、砂場まで１ｍの位置に最先端を設置する。（T13 は一般の踏切を使用する）

⑥ 400mまでのトラック競技においてはスターティングブロックを使用する。但し、T35-38、T40-49、T61-64 および T71-72 においては任意とする。

⑦ 競技クラス T12、T20、T35-38、T40-47 および T71-72 の一部の競技者は、出発係によるスターティングブロックの設置を要請することができる。事前に申請用紙を招集所に提出すること。

⑧ 跳躍競技については、以下のように競技を行う。
a. 三段跳の踏切エリアは、T11 は 9m、T12 及び T13 については 11ｍを原則とするが、競技役員と競技者が協議のうえ、審判長が最終決定する。
b. 走高跳において、練習の高さ、競技開始の高さ及び競技開始後の上げ方については、競技役員と選手が協議のうえ決定する。
c. 走高跳において異なるクラスが一緒に競技する場合、バーの上げ幅、試技時間についてはひとつのクラスと見なして実施する。バーの上げ幅は全体の残り 1 人となるまでは WPA 規則の定めによる。

⑨ a. 車いすおよび座位投てき用の投てき台、フレームランニングの検査は招集時に行うが、競走競技ではスタート地点で、投てき競技では競技場所で再検査を行う事がある。
b. 車いすおよびフレームランニングの競走競技に出場する競技者は、必ずヘルメットを着用すること。

⑩ 競技クラス F31-34 および F51-58 の投てき台の構造は以下のとおりとする。
・台座の表面の高さは、クッションも含めて 75 ㎝以下でなければならない
・各辺 30 ㎝以上の正方形または長方形の台座が設けられていなければならない
・台座の表面は水平または前方が後方より高くなければならない
・背もたれはクッションが付いていてもよいが、クッションの厚さは 5cm を超えないものとする
・安全性と安定性を確保するためにサイドレスト、フロントレスト、背もたれの有るもので

もよい（非伸縮性の布、鉄製、アルミニウム製など）

・投てき台に継ぎ目のない堅固で垂直なホールディングバーを設置することができる

・普段使用の車いすは、上記要件を満たしていれば使用が認められる

⑪ F31-33、F51-54 の選手にはアシスタント１名つけることができる。アシスタントは投てき台への移動等を手助けするものとする。（その他のクラスでアシスタントを希望する場合は、リクエストフォームを提出すること。）

⑫ 同時刻に他の種目に出場する場合は、競技中の審判に申し出て、競技を離れる。

⑬ フィールド競技において、競技クラス T/F20、T/F35-38、T/F42-47、T/F61-64 の競技者は、マーカーの設置についてフィールド審判員の助けを得ることができる。事前に申請用紙を招集所に提出すること。

⑭ １回の不正スタートでも責任の有する競技者は失格となる。

⑮ 本競技会は、IPC 登録及び国際クラス分けが終了しステータスがＣまたはＲの競技者は、そのクラスで行った競技の記録が WPA 世界ランキングの対象となる。ただし、世界記録とアジア記録は要件を満たさないため公認とはならない。また、日本記録はクラス分けステータスＣとＲ（FRD2027 以降）の競技者が対象となる。

※　各種申請用紙は TIC にて受け取ること

８．競技用具について

① 投てき用具持込

a.投てき用具については、原則として競技場備え付けの用具を使用する。ただし、競技場備え付け投てき用具リストにないもの、個数が１個のものは、１人上限２個まで、WA 認証品で技術総務の検査に合格したものに限り持ち込みを認める。ただし、当該用具は主催者で借り上げ、参加競技者全員が使用できるものとする。借り上げた投てき用具の破損について、主催者はその責任を負わない。

b. WA 認証品に該当しない投てき用具（こん棒等）を持ち込む場合も、上記同様とする。

c.「投てき用具検査申請書」については３「各種提出用紙・提出先」を参照

② 不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、アイパッチ、テザー及びガイドランナー、アシスタントのビブスは各自が用意すること。

③ 靴底の厚さが規定を超えるシューズでの出場は認められない。(2024 年 11 月 1 日ルール変更)（競技規則６条６参照）

・トラック競技もフィールド競技も靴底の厚さは２０㎜以内。

ＷＡのシューズリストのリンク https://certcheck.worldathletics.org/

※WPA ルールでは改正が発表されていないため、現在のルールのまま実施する。

④ 身体保護や医療を目的としたあらゆる身体保護具（例えば:包帯・絆創膏・ベルト・支持具、冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸補助具)、または器具（例えば:補聴器）について、それらが競技者にとって望ましい物であるかどうか確認することがある。(競技規則 ７ 条 ４(c))それらの使用可否について確認を 希望する者は、各種目の招集開始１時間前までにリクエストフォームを TIC に提出すること。

9.　記録等について

記録証は競技毎に発行する。競技者は競技終了後選手受付を行った場所で受け取ることができる。記録証の再発行及び郵送はしない。